

公益財団法人 日本サッカー協会  
2022 年度 第 2 回理事会

2022 年 2 月 10 日

決議事項

1. 評議員推薦加盟団体規則 改正の件

(決議) 資料 1

1 月 29 日に開催された臨時評議員会において、新たに以下の団体を評議員推薦加盟団体とすることが承認された。それに伴い、関連規則である評議員推薦加盟団体規則を改正したい。

【新たに評議員推薦加盟団体に追加された団体】※1 月臨時評議員会にて承認済

- 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会

【改正する規則】

評議員推薦加盟団体規則

(改正前)

第 2 条 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体（以下、評議員推薦加盟団体という。）として、次の団体を認める。

- (1) 都道府県サッカー協会（計 47）
- (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）
- (3) Jリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計 18）
- (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会

(改正後)

第 2 条 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体（以下、評議員推薦加盟団体という。）として、次の団体を認める。

- (1) 都道府県サッカー協会（計 47）
- (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）
- (3) Jリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計 18）
- (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ

- (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- (13) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- (14) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- (15) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- (16) 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会

## 2. 懲罰規程及び司法機関組織運営規則 改正の件

懲罰規程及び司法機関組織運営規則を改正したい。改正の主なポイントは以下の通り。

- (1) 出場資格の無い選手の出場に対する懲罰（該当箇所： 懲罰規程 [別紙 1] 3-3）  
 出場資格の無い選手が試合に出場した場合の懲罰に関する規定について、表現を明確化し、違反の該当性の判断と懲罰の適用につき安定性を確保する。
- (2) 不服申立可能な懲罰に関する規定（該当箇所： 懲罰規程第 36 条）  
 不服申立可能な懲罰に関する規定に関して、現行では、不服申立可能な懲罰を列挙する形式の規定となっているが、FIFA 等の規程を踏まえ、これを不服申立不可となる懲罰を列挙する形へと変更する。
- (3) 選手の登録や契約等に関するルールの違反に関する所管機関を明確化  
 （該当箇所： 懲罰規程第 14 条第 2 項、司法機関組織運営規則第 3 条等）  
 選手の登録や契約等に関する各種規則への違反については規律委員会が所管することを明確化する。
- (4) JFA 主催試合における懲罰問題への対応（該当箇所： 懲罰規程第 16 条第 2 項）  
 天皇杯等の JFA 主催試合（名義主催は除く）における懲罰問題に関しては、現状、各大会で大会規律委員会を設置し対応しているが、これらについて、大会の判断により、JFA 規律委員会が直接管轄することができるようにする（別添資料参照）。
- (5) 弁明の機会の付与（該当箇所： 懲罰規程第 20 条）  
 適正手続きの観点から、懲罰手続きにおいては被処分者に意見を述べる機会を与えられなければならない。この点が現行規程では「事情聴取」として調査機関側を主体とする手続きとして定められているため、これを是正し、より被処分者の権利保護に主眼を置いた「弁明の機会の付与」という手続きに変更する。また、同時に、対面による聴取を原則とする現行規定を変更し、FIFA 規則等と同様に、書面による弁明も許容とする。
- (6) 時効の設定（該当箇所： 懲罰規程第 23 条の 3）  
 現行規程では、時効（公訴時効）の定めがないが、時間の経過によって処罰の必要性も薄まることや証拠の散逸により調査が困難になること等を踏まえ、FIFA 規則に倣い、時効を設定する。競技及び競技会に関する違反行為は原則 2 年、その他の事案は原則 5 年、重大事案（八百長や汚職等）は 10 年と定める。

(7) 「サッカー関連活動」の定義（該当箇所：懲罰規程（参考資料2））

「サッカー関連活動の停止・禁止」の懲罰を科す場合に、禁止される活動の範囲がしばしば問題となることから、AFC 規則等も参考しつつ、これに含まれる活動を指針として示す。

(8) チーム又は選手等によるその他の違反行為（該当箇所：懲罰規程〔別紙1〕3-7）

現行規定では、本条項の適用に当たって「JFA 規律委員長の事前承認」を要件としているが、この要件を廃止するもの。

(9) その他

その他、各種表現や手続きの適正化に伴い、修正する。

**（決議）資料 2①②**

### 3. プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則等の改正の件

**（決議）資料 3①～⑧**

各種規則（プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 他 7 規則）について、表現等の適正化、誤植の訂正、実際の運用や手続きの反映等のための改正を行いたい。

#### 【対象となる規則】

- (1) プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則（以下「プロサッカー選手規則」）
- (2) 女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則
- (3) プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則
- (4) サッカー選手の登録と移籍等に関する規則（以下「サッカー選手規則」）
- (5) フットサル選手の登録と移籍等に関する規則
- (6) ユニフォーム規程
- (7) 和解あっせんに関する規則
- (8) 仲介人に関する規則

#### 【主な改正点】

- イ 時限措置条項の期間終了に伴う削除（プロサッカー選手規則 2-1⑤他）
- ロ 電子契約への対応（プロサッカー選手規則 1-2①、サッカー選手規則第 6 条他）
- ハ 実際の運用や手続きに合わせた文言修正  
（プロサッカー選手規則 1-6③（3）、1-2②⑤他、和解あっせんに関する規則第 6 条他）
- ニ 各種登録申請時における必要書類の変更（プロサッカー選手規則 5-1①②他）
- ホ 各種申請料の明示（サッカー選手規則第 15 条、ユニフォーム規程第 6 条第 2 項）
- ヘ 条文番号のズレの訂正（仲介人に関する規則第 5 条）
- ト その他各種の表現の適正化

### 4. 日本サッカー後援会 会員表彰の件

1977 年の一般財団法人日本サッカー後援会の発足以降、同団体から日本代表強化等のために毎年交付金をいただいております、その累計は約 18 億円に上る。については、日本サッカー後援会会員の長年の援助に対する感謝として、以下の通り表彰したい。

(1) 日本サッカー後援会会員在籍 30 年表彰

- ①対象：日本サッカー後援会会員として 30 年在籍した方
- ②贈呈品：2022 年中に日本代表戦 1 試合ご招待および記念楯

③被表彰者：40名

④備考：2008年度より表彰実施

※過去実績（直近10年）：2021年21名、2020年26名、2019年28名、2018年16名、  
2017年20名、2016年16名、2015年13名、2014年23名、  
2013年12名、2012年12名

(2) 日本サッカー後援会会員在籍40年表彰

①対象：日本サッカー後援会会員として40年在籍した方

②贈呈品：2022年中に日本代表戦1試合ご招待及び記念楯

③被表彰者：8名

④備考：2016年度より表彰実施

※過去実績：2021年13名、2020年13名、2019年35名、2018年29名、2017年なし、  
2016年41名

【参考】日本サッカー後援会からの交付金収入（過去10年）

2012年度 48,000千円（JFA 32,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、  
日本フットサル連盟 10,000千円、こころのプロジェクト 1,000千円）

2013年度 50,000千円（JFA 34,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、  
日本フットサル連盟 10,000千円、こころのプロジェクト 1,000千円）

2014年度 55,000千円（JFA 34,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円  
日本フットサル連盟 10,000千円、こころのプロジェクト 1,000千円、）

2015年度 55,000千円（JFA 34,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円  
日本フットサル連盟 10,000千円、こころのプロジェクト 1,000千円、）

2016年度 55,000千円（JFA 35,000千円（内、こころのプロジェクト 1,000千円  
指導者養成海外研修留学費用 10,000千円）、なでしこリーグ 5,000千円、  
JFL 5,000千円、日本フットサル連盟 10,000千円）

2017年度 59,000千円（JFA 35,000千円（内、指導者養成事業 10,000千円）、  
なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、フットサル連盟 8,000千円、  
障がい者サッカー連盟 5,000千円、日本ビートルサッカー連盟 1,000千円）

2018年度 57,000千円（JFA 35,000千円（内、指導者養成事業 10,000千円）、  
なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、フットサル連盟 6,000千円、  
障がい者サッカー連盟 5,000千円、日本ビートルサッカー連盟 1,000千円）

2019年度 57,000千円（JFA 35,000千円（内、指導者養成事業 10,000千円）、  
JFA 夢フィールド建設寄付 1,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、  
JFL 5,000千円、フットサル連盟 5,000千円、  
障がい者サッカー連盟 5,000千円、日本ビートルサッカー連盟 1,000千円）

2020年度 55,000千円（JFA 35,000千円（内、指導者養成事業 10,000千円）、  
なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、フットサル連盟 5,000千円、  
障がい者サッカー連盟 5,000千円）

2021年度 50,000千円（JFA 30,000千円、なでしこリーグ 5,000千円、JFL 5,000千円、  
フットサル連盟 5,000千円、障がい者サッカー連盟 5,000千円）